

ほうじん幡多

令和5年11月 第40号



宿毛市：令和5年5月3日にリニューアルオープンした『すくもサニーサイドパーク』は、国道321号沿いにあります。自然豊かなロケーションを活かしたアウトドアレジャーが楽しめる場所として生まれ変わりました。



公益社団法人 **幡多法人会**

高知県四万十市中村小姓町46 中村商工会館 2F TEL(0880)34-6896/FAX(0880)34-6897



税に強い経営者が次世代を支える!

法人会って、どんな団体?

今般企業は70万社超!

法人会とは?

1. 企業と社会の関係を円滑にして国に納税!
2. 税の知識を経営の力に!
3. 経営者の仲間ができる!

法人会

法人会の理念

法人会は税の
オピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

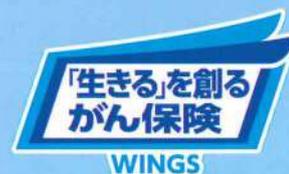
がん保険にできることを、もっと。

幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまながんの悩みの解決をサポートするがん保険

ポイント 1 幅広い保障で**経済的負担**をサポートします。

ポイント 2 付帯サービス<アフラックのよりそうがん相談サポート(*)>
「アフラックのよりそうがん相談サポーター」が
さまざまな**がんの悩みの解決**をサポートします。

(*)アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。



◎商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

高知支社 〒780-0834 高知県高知市堺町 2-26 高知中央ビジネススクエア 7F
法人会専用フリーダイヤル **0120-876-505**
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

引受保険会社

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和4年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
全国法人会総連合

P23097 AFツール-2023-0172 5月23日

第12回 通常総会開催

令和5年6月19日(月)新ロイヤルホテル四万十において、(公社)幡多法人会第12回通常総会を開催致しました。

令和4年度決算報告と理事及び監事の選任についての2つの議案を審議し、いずれも原案通り承認可決されました。

理事会承認事項の令和4年度事業報告、令和5年度事業計画及び収支予算についても報告致しました。

引き続き、ご来賓の方々の代表として中村税務署長速水博和様よりご祝辞を頂きました。

総会終了後、臨時理事会を開催し、総会で承認された理事の中から、業務執行理事(会長・副会長)を選任しました。新体制となりました令和5年・6年度の役員名簿は下記の通りです。

懇親会については四万十市長中平正宏様の乾杯のご発声を合図に和やかな会員交流が行われました。



記念講演会 演題 「ラジオと私」 講師 フリーアナウンサー 渡辺 さおり 氏

第12回通常総会終了後に社会貢献の一環として一般の皆様にも公開となる記念講演会を開催しました。

渡辺様は、高校までを高知で過ごし神戸の大学に進学「阪神淡路大震災」を経験し、その経験のなかで「ラジオ」の重要性を体感、今後起こりうるであろう「南海トラフ巨大地震」に備え、ラジオの役割について皆様にお伝えできればとお話されました。

とにかくマイクを持つ仕事であれば、「いつでもどこへでも」がモットーの渡辺様は、大変気さくなお人柄で懇親会にもご参加いただきましたが、渡辺様の周りには沢山の笑い声が聞こえておりました。

公益社団法人幡多法人会 令和5・6年度 役員名簿

| 役職名 | 氏名 | 法人(企業)名 | 支部名 | 役職名 | 氏名 | 法人(企業)名 | 支部名 | |
|-----|-------|--------------------|------------|-------|--------------|----------------|---------|-----|
| 会長 | 福田 充 | (株)福田工務店 | 中 村 | | | | | |
| 副会長 | 佐田 博 | 刈谷建設(株) | 中 村 | 理事 | 山本 昭寿 | (株)山幸建設 | 宿 毛 | |
| | 池田 道一 | (有)池田造園 | 中 村 | | 中山 昌幸 | (有)スクスイトランスポート | | |
| | 坂井 義延 | (株)くりはら | 宿 毛 | | 増田 博和 | 増田商事(株) | | |
| | 立田 雅弘 | 若宮汽船(株) | 宿 毛 | | 田村総一郎 | (株)T's Mart | | |
| | 川崎 和也 | (株)ショッピングセンタープラザパル | 土佐清水 | | 川村幸太郎 | 三共コンクリート(株) | | |
| | 土居 正文 | (株)土居建設 | 黒 潮 | | 岡田 俊夫 | (有)岡田海運 | | |
| ※ | 山本 誠志 | (株)山本建設 | 大 月 | | 弘瀬 徳宏 | 宿毛商工会議所 | 土佐清水 | |
| | 金谷 光人 | (有)竹村総合建設 | 西 土 佐 | | 笹本 泰秀 | (有)笹工務店 | | |
| | 沢良木基希 | 三原村商工会 | 三 原 | | 森 祥一 | (資)森商店 | | |
| | | | | | 田中 信宏 | (株)五光商事 | | |
| | | | | | 平林 大昌 | 土佐清水食品(株) | | |
| | | | | | 前田 平 | 前田建築(有) | | |
| 理事 | 植田 英久 | 植田興業(株) | 中 村 | 児島 祐二 | (有)コジマ洋品店 | 黒 潮 | | |
| | 瀧澤 弾介 | (株)大泉 | | 安岡 意人 | 土佐清水商工会議所 | | | |
| | 杉本 一博 | (株)杉本住宅産業 | | 田中 繁利 | 黒潮町商工会 | | | |
| | 佐田 憲昭 | 豚座建設(株) | | ※ | 山本真由美 | | 山本建設(株) | |
| | 白木 久雄 | (有)とらや | | 久米 隆幸 | 大月町商工会 | | 大 月 | |
| | 右城 一仁 | (有)アマンド製菓 | | 田辺 早弓 | (株)田辺豊建設 | | 中 村 | |
| | 弘内英一郎 | (有)国寅商店 | | 田邊 豊 | (有)アイコンサルタント | | 中 村 | |
| | 稲田 玲子 | (有)富士管財 | | ※ | 矢野 秀樹 | | (株)ピース | 中 村 |
| | 鬼谷 秀樹 | 高知西南交通(株) | | 顧問 | 藤近 馨 | | (有)藤家 | / |
| | 中山 清暁 | 中山興業(株) | | 佐田 未喜 | 創造開発(株) | | | |
| ※ | | 弘田 直平 | 四国税理士会中村支部 | | | | | |
| ※ | 山崎 隆之 | (同)幡多総合保険 | | | | | | |

※新任

署長着任あいさつ

中村税務署
署長 京口 隆



この度、中村税務署長を拝命いたしました京口でございます。

日本最後の清流として知られる四万十川や足摺岬などの風光明媚な名所を擁し、歴史的に由緒がある上に、大変人情味もあふれる地で勤務できることを大変光栄に思っております。

それでは、着任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

公益社団法人幡多法人会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

公益社団法人幡多法人会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として、また、「税のオピニオンリーダー」として税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組んでこられてきたところです。

特に、青年部会・女性部会の会員を中心とした租税教室への講師派遣や「税に関する絵はがきコンクール」の募集といった租税教育活動に積極的に取り組まれるとともに、地域に密着した社会貢献活動にも力を入れられ、着実に成果を挙げておられます。

このような法人会の活動は、申告納税制度の下における税務行政の円滑な運営に重要な役割を果たしており、福田会長をはじめ、役員の皆様方の御尽力と会員各位のたゆみない御努力に対し、改めて深く敬意を表する次第です。

さて、多くの法人の皆様に関係する「消費税のインボイス制度」が、いよいよ本年10月から開始されましたが、国税当局といたしましては引き続き、周知・広報をはじめとした取組を一層加速・強化していくことが重要だと考えております。

また、電子帳簿等保存制度につきましては、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度において、少なくとも令和6年1月以降に行う電子取引に係る電子データを保存する必要があることから、各保存義務者において必要な準備を計画的に進めていただくよう周知しているところです。

しかしながら、これらの取組を円滑に実施していくためには、法人会をはじめとする関係民間団体の皆様方との緊密な連携は必要不可欠だと考えております。長年にわたり法人会と国税当局との間には信頼・協力関係が築かれており、特に税に関する国民の関心が一層高まる中、税務行政の良き理解者としての法人会の皆様の存在は、益々重要となってくるものと考えておりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。

最後になりましたが、公益社団法人幡多法人会の益々の御発展並びに会員の皆様方の御健勝、事業の御繁栄を祈念申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

中村税務署異動名簿

(令和5年7月10日付)

転入者

| 新官職名 | 旧官職名 | 氏名 |
|----------------|------------------------|-------|
| 署長 | 高松国税局 課税部 消費税課 課長 | 京口 隆 |
| 総務課長 | 松山税務署 管理運営第1部門 統括国税徴収官 | 細川 義広 |
| 法人課税部門 統括国税調査官 | 今治税務署 法人課税第2部門 統括国税調査官 | 古川 敏夫 |

転出者

| 旧官職名 | 新官職名 | 氏名 |
|----------------|----------------------------|-------|
| 署長 | (再任)松山税務署 個人課税第3部門 統括国税調査官 | 速水 博和 |
| 総務課長 | 伊野税務署 総務課 総務課長 | 池田 潤 |
| 法人課税部門 統括国税調査官 | 長尾税務署 法人課税部門 統括国税調査官 | 三原 英明 |

ダイレクト納付はとっても便利



事務効率化・ペーパーレス化に取り組む皆さまへ

電子申告が普及した今、その申告データを使って、自宅やオフィスで簡単納税しよう！

便利

金融機関へ行かずに納付可能

簡単

ネットバンク契約不要

安全

非対面・非接触

メリット

納付書の 手書き 作成が不要

- ・納付書・徴収高計算書（※1）を電子提出
- ・手書き作成不要のため 税務署に行く必要なし
- ・徴収高計算書・納付の確認はデータ保管（※2）

（※1）納付額がない徴収高計算書も提出可能 （※2）メッセージボックスで管理



自宅や オフィスで 納付手続

- ・税務署や銀行へ行かずに指定した預貯金口座から振替
- ・納付日を指定できるので 納付を忘れる心配なし
- ・税理士が納税者に代わって納付手続を行うことも可能

国税 地方税 合わせて 便利に

- 国税のダイレクト納付に合わせて地方税のダイレクト納付（※3）を利用すれば、国税のほか、複数の市町村へ電子納付可能
⇒ 地方税のダイレクト納付利用により全ての都道府県、市区町村を対象として、複数の地方公共団体へ一括して電子納付することができます

（※3）国税と地方税のダイレクト納付の利用には、それぞれ利用手続が必要

e-Taxを利用されている方が ダイレクト納付を利用するには？

1 利用可能な金融機関
に預貯金口座がある



2 ダイレクト納付利用
届出書を税務署に提出



法人事業者は、書面の届出書を提出してください。利用開始までに1か月程度かかります。
なお、個人事業者は、届出書をオンライン提出でき、数日で利用可能です。
電子申告をされたことがない方は、利用者識別番号の取得が必要です。

◎ご不明な点は、所轄の税務署にお尋ねください。

 高松国税局

(令和5年6月)

電子帳簿保存法の内容が改正されました

～ 令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

Q:「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A: 電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】



ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

② スキャナ保存【希望者のみ】



決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】



申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※ 記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

令和5年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度のQ&Aなど電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に随時掲載していきます。

また、電子帳簿等保存制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)をご確認ください。

詳しくは、 で

こちらからも
特設サイトに
アクセスできます



国税庁
(法人番号 7000012050002)

令和5年4月

1

社会貢献活動

寄贈活動



青年・女性部会：
税の啓発用下敷きを管内全小学校6年生へ寄贈、身近な税金の使われ方として児童、生徒1人あたりの年間教育負担額を掲載しています。



R4.9.9
黒潮支部:伊与喜小学校
角型ネット(2種類)寄贈



R4.9.30
西土佐支部:川崎保育所へカラー運動棒他寄贈



R4.10.13
大月支部:町立図書館へ図書を寄贈



R4.10.25
三原支部:三原村中央公民館図書室へ図書の寄贈



R5.2.13
女性部会:確定申告会場へ鉢花贈呈



R5.9.1
中村支部:市内保育所へ木製の絵本棚(10台)寄贈



R5.7.26
土佐清水支部:市民祭あしずりまつり実行委員会へのぼり旗(100枚)寄贈



R5.9.1
西土佐支部:西土佐中学校へグラウンドならし(1台)寄贈



部 会 活 動

法人会全国青年の集い



令和4年11月24・25日第36回全国青年の集い沖縄大会が「ゆいまる 未来をまもり、拓く」をスローガンのもと来賓及び全国各地の青年部会員約2000人が参加して開催、租税教育活動プレゼンテーション・健康経営大賞・部会員増強運動の結果発表、表彰が行われました。

式典終了後には千葉大学医学部附属病院特任教授産業医 吉村健佑 氏による記念講演が行われました。

法人会女性フォーラム

令和5年4月13日、第17回法人会全国女性フォーラム愛媛大会が「愛顔咲くマドンナたちの新時代～ともに拓こう 媛の国から～」をキャッチフレーズに開催されました。大会式典に先立ち、令和4年度の絵はがきコンクール全法連女連協会賞受賞作品12点がスクリーンで紹介されました。

記念講演は、松山市在住の俳人、夏井いつき氏による「句会ライブ」で、参加者は俳句に挑戦、その後夏井氏により選句された優秀作品を発表され、大変な盛り上がりとなりました。



青年部会チャリティーゴルフ

令和4年10月22日青年部会が部会員の一層の親交を深めることを目的としてゴルフ大会を開催しました。

部会員の交流だけでなくチャリティー募金も併せて実施し、宿毛市と大月町の社会福祉協議会様へ寄付いたしました。



宿毛市社会福祉協議会様へ 大月町社会福祉協議会様へ

青年部会・女性部会交流会議



令和4年12月12日、幡多法人会青年部会・女性部会交流会議を開催、報告事項として令和3年度事業報告、令和4年度事業計画、役員改選についての説明がありました。

第2部の税務研修会は、7月の定期異動で着任された中村税務署長速水博和氏による「苦情やクレームについて～元苦情担当のひとりごと～」と題した研修会が行われました。

その後に開催された懇親会では賑やかに部会員同士の交流が行われました。

法人会高知県青年の集い（須崎大会）

令和4年11月11日、高知県下の青年部会員が集い、須崎法人会青年部会主管で須崎大会が行われました。

大会式典では、主管の須崎法人会青年部会長あいさつ、高知県青連協会長より高知県での青年部会活動についての報告等が行われました。

その後、歴史あるさかわの町を散策し懇親会ではお互いの部会活動についての意見交換などが活発に行われました。



高知県法人会女性部会連絡協議会研修会



令和4年11月10日、高知県下の女性部会員が集い、安芸法人会女性部会主管で研修会が行われました。

女連協会長挨拶の後、おいしい昼食(釜あげちりめん丼)をいただき、内原野陶芸館へと移動、「苔玉作り」を体験しました。苔玉の器も内原野焼きを用意して下さり、見事な苔玉があらこちらで出来上がっていました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、久しぶりの研修会開催となり県下の女性部会の皆様と楽しい時間を過ごせました。

租 税 教 室

青年部会では、部会員が講師となり地元の小・中学校を訪問し、税についての大切さを感じてもらうことを目的として、クイズやDVD、一億円のレプリカ等を使って授業を行いました。

| 令和4年10月～令和5年9月租税教室開催状況 【小学校】 | | | | | | | | | |
|------------------------------|-----|-----|-------|-----------|------|-----|-----|------|--------|
| 開催日 | 学校名 | 児童数 | 講 師 | アシスタント | 開催日 | 学校名 | 児童数 | 講 師 | アシスタント |
| 12/ 5 | 橋上 | 3人 | 田中里実 | 矢野秀樹 | 6/ 1 | 具同 | 63人 | 植田英喜 | 永木寛 |
| 12/ 7 | 大島 | 19人 | 矢野秀樹 | 田中康平・藤田純也 | 6/ 5 | 佐賀 | 11人 | 山本浩司 | 浜村一平 |
| 12/22 | 平田 | 22人 | 清水明子 | 浜口友宏 | 6/16 | 中村 | 40人 | 山崎隆之 | 森嘉太郎 |
| 1/16 | 上川口 | 7人 | 矢野秀樹 | 永木 寛 | 6/22 | 山奈 | 15人 | 矢野秀樹 | 寺田悦子 |
| 5/ 9 | 清水 | 51人 | 田中慎太郎 | 竹村勇司 | 6/26 | 下田 | 6人 | 清水明子 | 田中里実 |
| 5/12 | 竹島 | 15人 | 寺田悦子 | 清水明子 | 9/21 | 西土佐 | 18人 | 金谷育郎 | 星野努 |
| 5/22 | 南郷 | 16人 | 田中里実 | 清水明子 | | | | | |

| 令和4年10月～令和5年9月租税教室開催状況 【中学校】 | | | | | | | | | |
|------------------------------|-----|------|--------------|-----------------------|------|-----|------|--------------|-----------|
| 開催日 | 学校名 | 児童数 | 講 師 | アシスタント | 開催日 | 学校名 | 児童数 | 講 師 | アシスタント |
| 11/15 | 中村西 | 76人 | 山崎隆之 浜田兆城 | 植田英喜・永木寛 清水明子・浜村真也 | 6/14 | 橋上 | 4人 | 永木寛 | 山崎隆之・浜田兆城 |
| | | | | | 6/29 | 中村 | 159人 | 山崎隆之 浜田兆城 | 田中慎太郎 |
| 12/1 | 中村 | 129人 | 山崎隆之 浜田兆城 | 永木寛 清水明子 | 7/7 | 小筑紫 | 9人 | 矢野秀樹 | 浜田兆城 |
| 1/26 | 西土佐 | 16人 | 浜田兆城 | 星野努 | 7/18 | 片島 | 43人 | 浜田兆城 | 山崎隆之 |



橋上小学校



大島小学校



平田小学校



上川口小学校



竹島小学校



南郷小学校



具同小学校



佐賀小学校



中村小学校



山奈小学校



下田小学校



西土佐小学校



橋上中学校



中村中学校



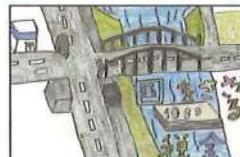
小筑紫中学校



片島中学校

第12回税に関する絵はがきコンクール

女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」は、租税教育活動の一環として、「税」の理解と関心を深めていただくため、国税庁の後援を得て、小学生を対象に実施をしています。選考の結果、下記の作品が受賞されました。(学年は受賞当時のものです)

| | | | |
|---|---|--|---|
| 四国税理士会 中村支部長賞  大月町立大月小学校6年 谷 ひなた | 会長賞  税金は私たちの 身近にある大切な物 四万十市立 利岡小学校6年 柿葉 真色 | 女性部会長賞  税金にありがとう！ 清澄な学校生活 四万十市立竹島小学校6年 山内 美空 | 中村税務署長賞  みんなの 暮らし 四万十市立中村小学校6年 大原 永煌 |
| 学校賞 宿毛市立 山奈小学校 | | 青年部会長賞  宿毛市立山奈小学校6年 松尾 翔太 | アイデア賞  税金は 社会を 動かす 力 四万十市立中村小学校6年 堀 月乃 |

入選作品

| | | | | |
|---|--|---|---|--|
|  税金で一つの命が助かりました 四万十市立利岡小学校6年 浅部 あみ |  税金は公園に休むついでにわけて頂戴 四万十市立利岡小学校6年 刈谷 咲美 |  私たちの生活は税金で変わる 土佐県立中央小学校6年 中山 りん |  税金のおかげで笑顔 宿毛市立大島小学校6年 坂本 心 |  税金はみんなを支える 土佐県立中央小学校6年 内原 莉穂 |
|  税金を交わすからみんなが笑える 四万十市立利岡小学校6年 宮崎 星空 |  税金がみんなを支える 土佐県立中央小学校6年 中山 りん |  みんなを支える税金 土佐県立中央小学校6年 上岡 燿人 |  みんなを支える税金 宿毛市立大島小学校6年 坂本 心 |  税金はみんなを支える 四万十市立中村小学校6年 横井 花音 |
|  税金はみんなを支える 四万十市立利岡小学校6年 山崎 陽菜 |  税金がみんなを支える 土佐県立中央小学校6年 岩永 明珠 |  みんなを支える税金 土佐県立中央小学校6年 平口 耀 |  みんなを支える税金 宿毛市立大島小学校6年 坂本 心 |  税金はみんなを支える 四万十市立中村小学校6年 横井 花音 |

応募学校：20校 具同・中村・中村南・東中筋・竹島・蕨岡・八束・利岡・西土佐・大島・山奈
 清水・幡陽・足摺岬・入野・佐賀・三浦・上川口・田ノ口・大月 (各小学校)

応募総数：263作品

おめでとう!

【学校賞】
 コンクールに積極的に参加して、学校を挙げて協力した学校に贈る「学校賞」は宿毛市立山奈小学校6年生の皆さんが受賞されました。
 副賞としてマーカープレート、コーナーポイント等を贈呈致しました。



第12回応募作品選考会

税の作品展 展示 (アピアさつき) (いちじょこさん市場)



講演会・各種研修会活動



ライフプランセミナー
講師：農林中金バリューバースト
常務取締役兼最高投資責任者
奥野一成氏
ファシオナル プラザ 四国年金プランニング
中村良則氏



今からでも間に合う消費税
「インボイス制度」早わかり
セミナー
講師：税理士 中嶋司氏



年末調整説明会(支部別税務研修会)
(中村・宿毛・土佐清水会場)
講師：
中村税務署 法人課税部門
事務官 竹本瑛政氏



決算研修会 (2回開催)
講師：
中村税務署 法人課税部門
統括国税調査官 三原英明氏



ビジネスフレッシュ研修会
講師：メルエル西日本㈱四国支店
専属講師 祁答院千秋氏



租税教室講師養成研修会
パワーポイント研修
講師：
青年部会長 山崎隆之氏



PCセミナー エクセル基礎編
講師：
(株) プレーン
専任講師 中村和彦氏



税制改正研修会
講師：税理士 中嶋司氏

×○×○×○×○×○×○



研修会の開催予定です！
どなたでも申し込めるので、ぜひ受講してみませんか？

| 研修名 | 開催日 | 開催時間 | 開催場所 | 定員 |
|-----------------------|-----------|-------------|-------------|-----|
| 年末調整説明会 (支部別税務研修会) | 11月 7日(火) | 14:00～15:30 | 宿毛地区建設協会 | 30名 |
| | 11月14日(火) | 14:00～15:30 | 新ロイヤルホテル四万十 | 50名 |
| | 11月20日(月) | 14:00～15:30 | 土佐清水商工観光会館 | 20名 |
| 決算研修会 | 12月 5日(火) | 14:00～15:00 | 新ロイヤルホテル四万十 | 50名 |
| | 2月 6日(火) | 14:00～15:00 | 新ロイヤルホテル四万十 | 50名 |

その他研修会等の詳細は、HP (<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/hata/>)
又は事務局 (TEL0880-34-6896) までお問い合わせ下さい。

幡多法人会
HPはこちら⇒



税に関する提言活動

毎年、全国の中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税、税制・税務に関する提言を行うため、税制に関する意見要望を取りまとめ税制改正要望を決議しています。

また、要望事項を有効なものとするため管内関係機関等に要望活動を行いました。



R4.11.22
「令和5年度税制改正に関する
提言」を中平正宏四万十市長
山崎司市議会副議長へ提出



R5.10.18
法人会全国大会 群馬大会
「令和6年度税制改正要望
事項」は次頁に掲載してい
ます。

1 税・財政改革のあり方

コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて

歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。

まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

(1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率

法人会 令和6年度税制改正 提言

財政健全化は国家的課題。

負担を先送りせず
現世代で解決を！

法人会は令和6年度税制改正に向けた提言をまとめ、実現を求めて、政府や関係省庁に活動を始めました。

我が国は膨大な長期債務残高を抱え、世界で突出して悪化している財政の速やかな健全化に着手するとともに、異次元で進む少子高齢化や人口減少を前に、いびつな税財政構造をもたらししている「中福祉・中負担」の均衡財政に改革するよう求めています。また、経営基盤が脆弱な中小企業への税財政や金融面からの実効ある対策を求めています。

紙幅の関係上、要約掲載いたします

化」によって可能な限り抑制する。

社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。

とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で

大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。

児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

(6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。

モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指

摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。

また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

法人会税制提言の全文については、全法連HPをご覧ください

幡多法人会より無料インターネットセミナーのご案内

ホームページからご覧いただけます。今すぐ **幡多法人会** で **検索**

現在配信中のオススメセミナー

オススメ

基礎からわかる インボイス制度の概要と
電子帳簿保存法のポイント
令和5年度制度改正 対応版



公認会計士 コンサルタント
川口 宏之

| | セミナー名 | 講師 | 分数 |
|------------------|---------------------------------------|---------|-----|
| 経理・ 税務・ 財務 | 中小企業のための電子帳簿保存法対策 公開期限：2023年10月末まで | 川口 宏之 | 92分 |
| | 初心者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー | 小野 恵 | 83分 |
| 経営 全般 | 全ての経営者必見！ 未来を切り開くDX入門 | 井手 美由樹 | 40分 |
| 研修・ 人材 育成 | 存在感で差をつける！ 印象マネジメント講座 入門編 | 長島 佳美 | 49分 |
| | スポーツ実況アナウンサーが教える！ 「伝わる」コミュニケーション術 | 河村 太朗 | 43分 |
| 健康 | 幸せな人生を送るための睡眠改善 | ヨシダ ヨウコ | 98分 |

視聴用ID・パスワードは

会員ID:hj3305 パスワード:6896

※ID・パスワードを入力することにより、全コンテンツ約700本のセミナーがご覧いただけます。

消費税には申告・
納付期限^(※1)
があります。



申告・納付には
e-Tax が
利用できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。



消費税の期限内納付を 忘れずに。

期限内納付のための
納税資金の積立てを
お願いします！^(※4)

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

国税庁 消費税



- ◆ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ◆ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- ◆ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ◆ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

| 直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3) | 申告・納付回数 |
|------------------------------------|--|
| 4,800万円超 | 年12回 (確定申告1回、中間申告11回) |
| 400万円超 4,800万円以下 | 年4回 (確定申告1回、中間申告3回) |
| 48万円超 400万円以下 | 年2回 (確定申告1回、中間申告1回) |
| 48万円以下 | 年1回 ^(※5) (確定申告1回、中間申告不要) |

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



ご入会ありがとうございました

新入会員紹介

(令和4年10月1日～令和5年9月30日)

正会員

順：入会日

| No. | 支部名 | 法人名 | 所在地 |
|-----|------|--------------------|------------|
| 1 | 中村 | 高知インターナショナルビジネス(株) | 四万十市中村大橋通 |
| 2 | 大月 | (株)ヤマニファーム | 幡多郡大月町姫ノ井 |
| 3 | 中村 | 荒川オート(株) | 四万十市荒川 |
| 4 | 土佐清水 | (株)たけまさ商店 | 土佐清水市中浜 |
| 5 | 土佐清水 | (株)西南ポンプ | 土佐清水市下益野 |
| 6 | 黒潮 | 松田縫製(株) | 幡多郡黒潮町下田の口 |
| 7 | 宿毛 | 与力水産(株) | 宿毛市小筑紫町 |

特別会員

順：入会日

| No. | 支部名 | 法人名 | 所在地 |
|-----|-----|-----------|--------|
| 1 | 中村 | 温クリニック四万十 | 四万十市具同 |

WOW!

オンラインでも!「高知で恋しよ!!マッチング」新規入会料が...

今なら半額!

20～30代限定/先着120名様まで
対象:10月から12月末までの新規入会に限ります



こうち出会いサポートセンター 〒780-0053 高知市駅前町5-5 大同生命高知ビル2階
TEL:088-821-8081 FAX:088-821-8100 E-mail:kochi-matching@wing.ocn.ne.jp

センターの運営は、県から委託を受けた一般社団法人高知県法人会連合会が行っています。高知県は、ひとりよりの生き方を尊重しながら、それぞれの希望に応じて「自分らしく」活躍することも応援しています。
「結婚」などは、個人の自由であり、その他にも様々な生き方があるものと私たちは考えています。高知県は、それぞれの意思に基づいた生き方も応援するとともに、その一環として「出会い」や「結婚」への支援を希望する方々の応援もしています。



instagram



色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン + 一時金型
総合型V Mタイプ

Premium

大同生命の
無配当入院一時金保険

大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V：

大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ：

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

四国支社 高知営業部/
高知県高知市駅前町5-5(大同生命高知ビル4F)
TEL 088-884-7117

AIG AIG損害保険株式会社

高知支店/
高知県高知市はりまや町2-2-11(富士火災高知ビル)
TEL 088-824-1050

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。